

福岡県告示第 657 号の 3

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の令和 3 管理年度（令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。併せて、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和 3 管理年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を変更したため、同条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	現行水準	福岡県まさば及びごまさば知事管理区分	現行水準
くろまぐろ（小型魚）	16.8 トン	福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分	16.8 トン
くろまぐろ（大型魚）	7.9 トン	福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分	7.9 トン